

1. 教員および授業の概要

①教員名： 李 憲 (Li Xian)

②担当科目

北東アジア研究指導 I～IV

③教員のプロフィール

- ・中央大学法学研究科民事法専攻博士前期課程修了（法学修士）
- ・中央大学法学研究科民事法専攻博士後期課程満期退学
- ・日本比較法研究所嘱託研究員

④所属学会

- ・日本私法学会
- ・家族〈社会と法〉学会
- ・養子と里親を考える会

⑤研究領域や関心をもっているテーマ

- ・民法（主に家族法）、北東アジア比較法
- ・離婚制度の比較研究
- ・養子縁組制度の比較研究

⑥研究指導方針

我々私人間の関係（取引関係、親族・相続関係など）を規律する民法の諸課題について、研究指導を行う。また、民法に限らず、日本・中国・韓国の法制度の比較研究についても、ある程度は対応可能である。指導方針としては、まず法学研究に必要な基礎的学識と忍耐力を身につけてもらい、その後に研究テーマと受講生の希望を考慮しながら研究手法などを助言していきたい。

⑦指導可能な研究テーマ（あるいは過去（現在）に指導した研究テーマ）

- ・家族法（婚姻、親子、相続など）に関するテーマ
- ・財産法（契約、不法行為など）に関するテーマ
- ・日・中・韓法制度の比較研究

2. 研究業績リスト

- ・「中国国際養子縁組制度の現状と課題（一）～（二）」『総合政策論叢』第36号（2018年10月）、37号（2019年3月）。
- ・「クラブのママやホステスがいわゆる「枕営業」として長期間にわたり顧客と性交渉を繰

り返した行為が不法行為にあたらなかった事例：不貞行為の相手方に対する慰謝料請求の可否」『総合政策論叢』第33号（2017年3月）。

・「大清民律草案親族・相続編に対する日本法の影響ならびにその現代的意義」『比較法雑誌』第43巻第3号（2009年12月）。

・「判例研究：前訴の不貞行為に基づく慰謝料請求事件の既判力は本訴の離婚慰謝料請求に及ばないとした事例——離婚慰謝料の内容と法的性質を中心に」『法学新報』第116巻第1・2号（2009年9月）。

・「中国婚姻法における女性配慮原則と個人権利保護の衡平」『中央大学大学院研究年報・法学研究科』2008年度号（2009年2月）。

3. 学生に対するメッセージ

ここではあえて当たり前のことを強調しておきたいです。研究は、決して「研究テーマが決まった！」時から始まるのではなく、研究テーマを決めるための事前学習の段階から始まります。そして、研究テーマを見つけるためには、焦らず、浮き足立たず、地道な努力を積み重ねていくことが肝心です。土台が固まっているからこそ、落ち着いた研究ができるようになります。学生の皆様には、安易な道を求めず、難儀な道を逞しく突き進むことを期待します。それこそが一番の近道だと確信しているからです。